

島田税務署管内青色申告会

青色全報

第157号 R6.9.1





島田税務署長 着任のごあいさつ



島田税務署長 はやし 林 ゆうさく 裕作

島田税務署管内青色申告会の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と格別な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年7月の人事異動で、島田税務署長を拝命いたしました林裕作でございます。前任の長房署長同様、よろしくお願い申し上げます。

島田税務署の管轄地は、江戸時代から東海道の宿場町として栄えた歴史ある地域であり、全国有数の茶の産地として栄える、風光明媚な自然と温暖な気候に恵まれた人情味あふれる土地柄と伺っております。このような素晴らしい環境の地で勤務できますことを大変うれしく思っております。

貴会におかれましては、「青色学級」と称する研修会等の開催や、幅広い事業活動を展開されているとのことであり、税知識の普及と納税意識の高揚にご尽力されていることに大変心強く感じるとともに、深く感謝申し上げます。

近年、デジタル化・国際化の進展等により、社会経済が大きく変化する中、我々、国税を取り巻く環境も大きく変化してきております。国税庁では、デジタル技術を活用した納税者の利便性向上や業務の効率化を図り、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指して「税務行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）」を進めているところです。

そして、「税務行政の将来像2023」では、「納税者の利便性の向上」と「課税徴収事務の効率化・高度化等」に新たに「事業者のデジタル化促進」を加え3つの柱に基づいて施策を進めることとしています。

当署としましても、引き続き会計ソフトによる記帳指導やマイナンバーカードとスマホを利用したe-Taxの推進など、様々な課題へ積極的に取り組んでいきたいと思っております。

今後とも、従来にも増して十分に意思の疎通を図り、これまで培ってまいりました相互の信頼・協調関係を深めてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びにあたりまして、島田税務署管内青色申告会の更なる御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



申告漏れがあった場合には…

売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は加算税が重くなります

改正内容

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される加算税（過少申告加算税・無申告加算税）の割合が最大10%加重される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。

（例）申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

対象となる事業者

- ✓ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う個人事業者
- ✓ 法人
- ✓ 消費税の課税事業者

会計ソフトを利用することで簡単に帳簿の作成ができます。会計ソフトの利用をぜひご検討ください。



対象となる帳簿

- ✓ 仕訳帳・総勘定元帳の売上げ（収入）の金額に関する部分
- ✓ 売上帳・現金出納帳などの売上げ（収入）の金額が確認できる帳簿

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、加算税の加重措置に関するQ&Aについては、国税庁ホームページをご覧ください。



記帳・帳簿等の保存制度



加重措置に関するQ&A

令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



職人青色

事業所紹介
無料掲載募集中！
☎ (0547) 37-3918
☎ (0547) 34-2105



【お菓子の甘陣】

住所： 榛原郡吉田町片岡1612-1
電話： 0548-32-1382
営業時間： 8:30~18:30
定休日： 水曜日

<http://www.amajin.com/>



●食べて満足贈って喜ばれるお菓子を作り続けて半世紀●



森三中の黒沢さんが
「ぶらりチャリ」で
見えたそうです(´▽`)
芸能人の方もいっぱい
来ています♪



お店の自慢は
「ブランデーケーキ」
是非、
ご賞味くださいね



パワー溢れる魅力的な★青色事業主さん！！

仕事を頑張っているって素敵ですね♡

青色申告会はいつも応援しています♡♡♡



【うみやきいもラッキーズ】 全国やきいもグランプリ第5位！！



住所：様原郡吉田町住吉5436-330
 電話：080-3675-3338
 営業時間：平日11:00～17:00
 土日 7:00～17:00
 定休日：月曜日・金曜日・年末年始
 イベント出店日



焼きたて熱々の焼き芋と
 冷え冷えのフローズン焼き芋を
 販売しています。
 甘さたっぷりの自慢のさつまいもを
 是非ご賞味下さい！！



炭火焼だから
 とっても
 美味しい♡



若い時からサーフィンやスケートボードを
 やられているオーナーさんは笑顔がステキ☆で、
 たぶん海が好き！
 お料理上手なので、焼き芋はもちろんスイーツや
 食事も人気メニューです。
 一度足を運んでみてください！
 きっと幸せな気分になれますよ♡



お店の奥には
 スケートボードのスペースも
 ありますよ。

◆◆事務局からのお知らせ◆◆



=青色学級=



税制改正されたの知ってる？
大丈夫？



定額減税説明会では多くの方が参加され熱心に勉強されておりました。
青色学級では主に毎年税制改正されることについて説明会を開催しております。
大切な情報をお伝えいたしますので万障繰り合わせの上、ご参加ください。

【青色学級開催予定】

9月 9日(月)
10月 22日(火)
11月 22日(金)

プラザおおるり
PM1:30~



◎支払った給料の源泉所得税納付を年2回でおこなう方へ(納期特例を申請されている方)

専従者・従業員の源泉所得税の納付期限は7月10日でした。お済みでしょうか～？

※定額減税するにあたって扶養等確認されておりますでしょうか～？

源泉所得税が発生している専従者・従業員の方の月次減税事務をおこなっていますか～？

納付額が「¥0」の場合でも納付書を税務署へ提出する必要があります。

まだお済みでない方は早急に納付または提出をお願い致します。

パソコン会計ソフト
ブルーリターンA

思い切って！パソコン会計にしてみませんか～♪

はじめるなら“B R A”でバッチリでしょ！！

優良な電子帳簿保存またはe-Tax(イータックス)で青色申告特別控除65万円の適用！

サクサク
できる！

パソコン会計をおすすめ致します！！

初心者にもやさしく、さらに充実の機能で使いやすい！

●消費税・インボイス制度にも対応！ ●減価償却費も自動計算！

●家事按分もできます！ ●決算・申告も楽々簡単！

無料説明会開催中！

【お問合せ先】本会事務局
0547-37-3918



青色申告会の3つの共済制度でケガ・病気・天災に備えましょう！

万が一、ケガや病気になった場合に備えていますか？ お問合せ先＝青色申告会事務局(0547-37-3918)

全青色傷害

ケガの死亡・入院・通院
(通院・入院は1日目より給付)
新規加入75才6か月迄
1口月額1,250円

全青色共済

全青色共済+傷害特約
(病気もケガも対象)
新規加入70才6か月迄
月額1,000円(経費)

疾病入院補償

病気の入院・手術・放射線治療
(日帰り入院・日帰り手術も対象)
新規加入64才迄
月額460円～3,740円(生命保険料控除)